

新潟市認可外保育施設補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、認可外保育施設に入所している児童の処遇の向上を図るため、認可外保育施設に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象施設は、本市に所在し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていない施設（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む）（以下、「認可外保育施設」という。）であって、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 本市に在住し、かつ子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に該当する保護者の児童を5人以上保育していること。
- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）の認可外保育施設指導監督基準に適合し、その旨を証明する証明書が交付されていること。
- (3) 施設の開所時間が1日8時間以上であること。
- (4) 施設開設の届出後、事業実績が2年以上あること。
- (5) その他市長が認めたもの。
- (6) 申請時点で市税を滞納していない者が運営する施設であること。
- (7) 企業主導型保育施設（子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けているもの）以外の施設であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者としない。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その総額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者は、別に定める認可外保育施設現況調書及び別紙様式1による補助金交付申請及び新潟市税の納税証明書（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人を除く）を市長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式2による「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、別記様式3による「補助金変更交付申請書」をすみやかに市長に提出しその承認を得なければならない。

2 市長は、前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請内容を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、別記様式4による「補助金変更交付決定通知書」により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 補助金の支払いは、第5条に定める補助金の交付を決定したときは、概算払いができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業を行う者は、当該年度終了後、すみやかに別紙様式5による補助金実績報告書を市長あてに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、別記様式6による「補助金確定通知書」により、当該補助事業者に通知し、補助金を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
(関係要綱の廃止)
- 2 次の各号に掲げる要綱は廃止する。
 - ・ 新潟市地域保育所運営費補助金交付要綱
 - ・ 新潟市家庭保育室運営費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

1 施設割	1 施設当たり	年額	100,000 円
2 職員割	1 0 月 1 日現在在籍する常勤職員 (1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上勤務する職員) 園長	年額	58,300 円
	<u>保育に従事する職員（有資格者：保育士、看護師、准看護師）</u> 1 人当たり	年額	58,300 円
	<u>保育に従事する職員（無資格者）</u> 1 人当たり	年額	46,600 円
	調理員 1 人当たり	年額	46,600 円
	(ただし、入所児童のうち市民で保育を必要とする児童数が 5 0 % 未満の場合は、職員割を補助単価の 5 0 % の額とする。)		
3 児童割	<u>月極契約（おおむね月 6 4 時間以上利用）し、</u> 1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育を必要とする児童 3 歳未満児 1 人当たり	年額	36,000 円
	3 歳以上児 1 人当たり	年額	24,000 円
4 乳児保育加算	<u>月極契約（おおむね月 6 4 時間以上利用）し、</u> 1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育を必要とする児童 0 歳児 1 人当たり	年額	61,000 円加算
5 延長保育加算	補助基準月（1 0 月）において次の要件に適合する施設 <u>午前 8 時頃からおおむね午後 6 時 3 0 分を超えて、</u> 市民で保育を必要とする児童を保育する (この時間に開所していない夜間保育施設は除く) 児童数 1 日平均 1 ～ 5 人 1 施設年額	50,000 円加算	
	児童数 1 日平均 6 人以上 1 施設年額	100,000 円加算	
6 夜間保育加算	補助基準月（1 0 月）において次の要件に適合する施設 <u>おおむね午後 1 0 時を超えて、</u> 市民で保育を必要とする児童を保育する <u>児童数 1 日平均 1 ～ 5 人 1 施設年額</u>	50,000 円加算	
	<u>児童数 1 日平均 6 人以上 1 施設年額</u>	100,000 円加算	
7 障がい児保育加算	<u>月極契約（おおむね月 6 4 時間以上利用）し、</u> 1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育を必要とする児童のうち、市が補助対象として認めた児童 障がい児 1 人当たり	年額	56,000 円加算

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

設置者名（事業者名、代表者職名・氏名）

（施設名：）

年度新潟市認可外保育施設補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了年月日
- 4 交付申請額
- 5 添付書類
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期

別記様式 2 (第 5 条関係)

新 第 号
年 月 日

様

(施設名 : _____)

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

設置者名（事業者名、代表者職名・氏名）

（施設名：）

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更交付申請額
既交付決定額
差 引 申 請 額
- 3 変 更 理 由
- 4 添 付 書 類

別記様式4（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

（施設名： _____ ）

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市認可外保育施設補助金については、年 月 日付け変更交付申請により、下記のとおり変更したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額

別記様式5（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

設置者名（事業者名、代表者職名・氏名）

（施設名： ）

年度新潟市認可外保育施設補助金実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 情報の公表の状況
- 6 添 付 書 類

別記様式 6 (第 9 条関係)

新 第 号
年 月 日

様

(施設名 : _____)

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市認可外保育施設補助金
について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付
要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交 付 決 定 額
- 3 交 付 済 額
- 4 確 定 額